

さいたま市バリアフリー専門部会設置要綱

(設置)

第 1 条　さいたま市のバリアフリー推進に関し、専門的見地からの意見の聴取及び総合的な検討を行うため、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成 16 年さいたま市規則第 84 号。以下「規則」という。）第 15 条第 1 項の規定により、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 16 年さいたま市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 30 条第 1 項により設置されるさいたま市福祉のまちづくり推進協議会の部会として、さいたま市バリアフリー専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条　部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) バリアフリー基本構想の策定および進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条　部会は、条例第 30 条第 4 項に規定する委員及び規則第 13 条第 2 項に規定する臨時委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条　委員の任期は、条例第 30 条第 5 項に規定する委員の任期及び規則第 13 条第 3 項に規定する臨時委員の任期と同一の期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第 5 条　部会に、部会長及び副部会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会長及び副部会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、さいたま市福祉のまちづくり推進協議会の報酬と同額とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

さいたま市バリアフリー専門部会委員名簿

(敬称略)

No	委員名	所属団体役職等	備考
1	稲垣 具志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科 准教授	学識経験者
2	水村 容子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 学部長	学識経験者
3	野口 祐子	日本工業大学 建築学部 建築学科 生活環境デザインコース 教授	学識経験者
4	佐藤 政樹	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 事務局長	福祉団体
5	臼井 常雄	障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会	障害者団体
6	塚本 光夫	さいたま市老人クラブ連合会 副会長	高齢者団体
7	関 昌美	NPO法人 彩の子ネットワーク 代表理事	育児団体
8	竹内 政治	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ 事務局長	障害者団体
9	佐藤 美樹子	NPO法人 埼玉県障害者協議会 代表理事	障害者団体
10	宮澤 三夫	NPO法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 副理事長	障害者団体
11	戸井田 秀明	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 大宮支部長	建築
12	星野 美子	一般社団法人 さいたま市手をつなぐ育成会 理事	障害者団体
13	鈴木 亜妃子	さいたま市聴覚障害者協会 財務部付・広報部長・企画部長	障害者団体
14	佐内 美子	さいたま市身体障害者福祉協会 理事	障害者団体
15	守下 恵	NPO法人 さいたま市障害難病団体協議会 代表理事	障害者団体
16	荒井 優子	公募委員	公募委員
17	新井 一年	公募委員	公募委員
18	川幡 嘉文	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 経営戦略ユニット企画調整課長	鉄道事業者
19	村山 知之	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 建築土木課長	鉄道事業者
20	小田嶋 一樹	埼玉新都市交通株式会社 取締役技術部長	鉄道事業者
21	関根 肇	一般社団法人 埼玉県バス協会 専務理事	バス事業者
22	藤田 貢	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会 事務局長	タクシー事業者
23	保坂 寛之	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 建設専門官	関係行政機関
24	高木 純子	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局 総務企画担当 首席運輸企画専門官	関係行政機関
25	小野瀬 孝	埼玉県警察本部 交通部 交通規制課長	警察
26	間 真	さいたま市 福祉局 生活福祉部長	市職員
27	兼山 和夫	さいたま市 福祉局 長寿応援部長	市職員
28	西淵 亮	さいたま市 福祉局 障害福祉部長	市職員
29	斉藤 稔	さいたま市 建設局 土木部長	市職員
30	高木 範道	さいたま市 建設局 建築部長	市職員
31	野津 吉宏	さいたま市 教育委員会事務局 学校教育部長	市職員
32	中村 和哉	さいたま市 教育委員会事務局 管理部長	市職員
33	代田 智之	さいたま市 都市局 都市計画部 副理事	市職員

(令和6年9月時点)